

第2回 高知県中山間地域 事前復興まちづくり計画策定指針検討会

復興まちづくりのための支援施策概要

令和7年11月20日

検討会事務局（高知県南海トラフ地震対策課）

復興まちづくりのための支援施策（例）

①復興まちづくりに当たっての参考資料 ～令和6年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～

令和6年2月22日 内閣府（防災） 内閣官房

石川県において復興のビジョンが策定され、それも踏まえて市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組まれるに当たって参考となるよう、被害の状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理したもの

- 別冊施策関係資料集 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/fukko_machidukuri.html

以下の事業概要を抜粋して添付した

- 都市防災総合推進事業
 - 都市再生区画整理事業
 - 災害公営住宅整備事業
 - 小規模住宅地区改良事業※
 - 被災者生活再建支援制度
 - 防災集団移転促進事業※
 - がけ地近接等危険住宅移転事業※
 - 災害復旧等事業（山林施設）
 - 災害復旧等事業（農地等）
 - 農山漁村発イノベーション整備事業
 - 持続的生産強化対策事業
 - 強い農業づくり総合支援交付金
 - 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進
 - 農業委員会による農地利用の最適化の推進
 - なりわい再建支援補助金
 - 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化等
 - 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業
- ※事前復興として活用できる事業

国の補助事業

②令和6年能登半島地震に関するその他の参考資料

- 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

石川県の復興基金

③高知県における支援施策等

- 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度

県、市の補助金

④地籍調査に関する資料

国の補助事業

⑤平成16年新潟中越地震における基金を活用した重層的支援に関する資料 澤田（雅）委員提供資料

都市防災総合推進事業

1

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

○ 地区要件

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 (R6年度まで1 / 2)
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3
		工事 1 / 2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3※1

施行地区	<事業メニュー① ③～⑤>
	・災害の危険性が高い区域(浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域(地域)等)を含む市街地
	・大規模地震発生の可能性の高い地域※3(⑤については市街地に限る)
	・重点密集市街地を含む市
	・DID地区
	<事業メニュー⑥>
	・大規模地震発生の可能性の高い地域※3
	・重点密集市街地を含む市
・DID地区、三大都市圏既成市街地	
・政令市、道府県庁所在市	
<事業メニュー⑦>	
・重点密集市街地	
<事業メニュー⑧>	
・激甚災害による被災地等	
・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4	

- ※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ※5：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地(高台)



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地(防災公園・延焼防止)



沿道建築物の不燃化

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
 ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2
 ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づき津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

事業の概要

都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2）
〔 事業計画の案の作成に関する事業 〕
- (事業) 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2）
（都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・地域生活拠点形成タイプ）
- 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2）
〔 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業 〕
- 緊急防災空地整備事業（国費率1/2）
〔 事業認可前の地区において、土地を買い取ることで、認可後の減価買取期間を短縮する事業（買収した土地は将来道路等の公共用地に換地） 〕

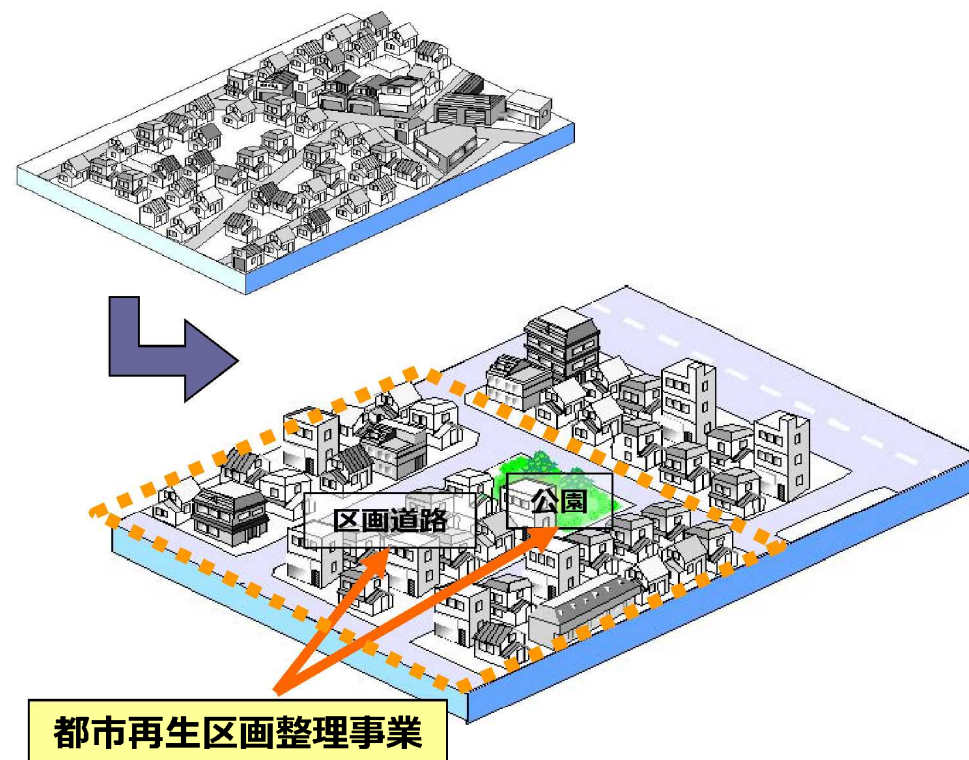
○交付対象費用

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、エリマネ活動拠点施設整備費 等

○交付対象者

地方公共団体（土地区画整理組合等に対する間接交付を含む）

活用イメージ



- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- 災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

	平常時の公営住宅	災害公営住宅	
		一般災害	激甚災害
指定要件		以下のいずれか ・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失	①災害指定要件(以下のいずれか) ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ一市町村で200戸又は10%以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ一市町村で400戸又は20%以上の住宅が滅失 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村
入居対象者	・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者※1 ・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者※1 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること ※被災市街地復興特別措置法第21条の基準に適合する場合は、収入要件は適用されない
補助率	①整備事業※2 ・建設/買取 1/2 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間* 1/2	①整備事業※2 ・建設/買取 2/3 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間* 2/3	①整備事業※2 ・建設/買取 3/4 ②家賃低廉化事業※3 ・20年間* 2/3 (当初5年間は3/4) *：用地取得を伴わない場合は10年間

※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

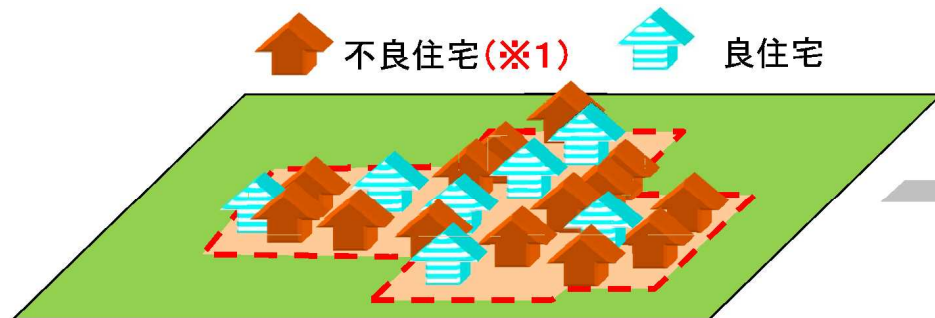
※2 借上公営住宅については、共同部分等の整備費の1/3(平常時の公営住宅)、2/5(災害公営住宅)

※3 借上公営住宅については、借上期間の家賃低廉化に要する費用の1/2(平常時の公営住宅)、2/3(災害公営住宅(激甚災害の場合は当初5年間は3/4))

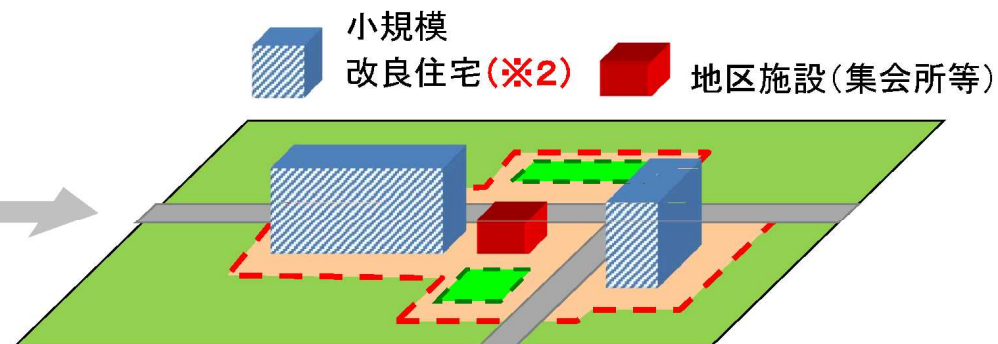
概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維持した地域再建等に向けた小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備等に対して、社会資本整備総合交付金(基幹事業)により支援を行う。

【対象地区】 不良住宅戸数 15戸以上 (過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和)
地区内の不良住宅率 50%以上



(※1)・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント



(※2)・・・住民のニーズに応じて小規模改良住宅整備を行わないことも可

【補助対象】

- | | |
|--------------|--------|
| ・小規模改良住宅整備 | (補助率) |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (2/3) |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) |
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2)※ |

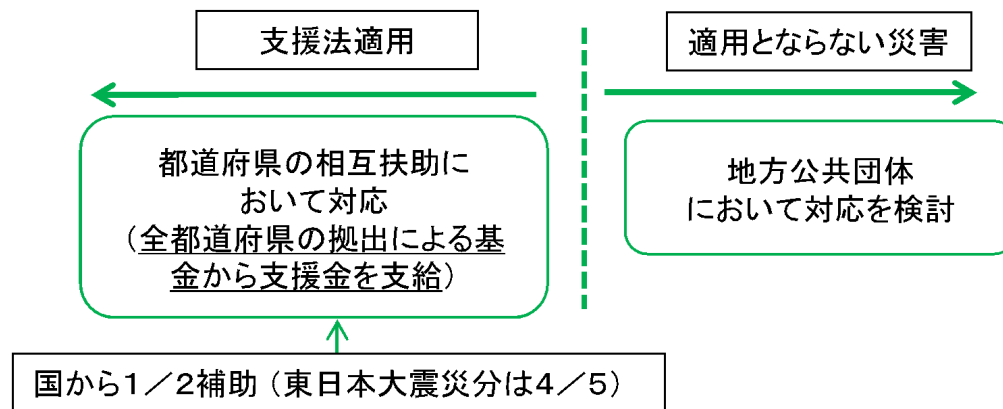
※ 跡地を民間活用する場合は1/3



東日本大震災における活用(千葉県我孫子市布佐東部地区)※平成23年3月11日発災

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村(人口5万人未満に限る)
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)

3. 支援金の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

制度の対象となる世帯	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
・全壊 (損害割合50%以上) ・解体※1 ・長期避難※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
・大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
・中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

➡ R2臨時国会で対象に追加(R2.7月豪雨も対象に含む。)

- ※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）

※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

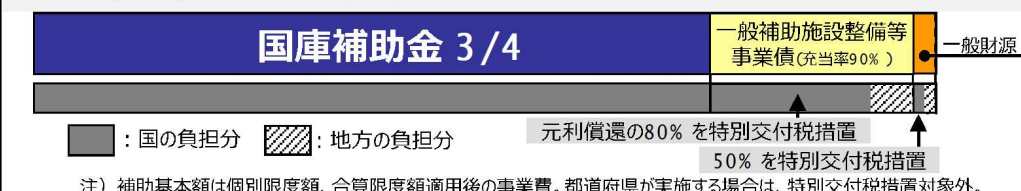
【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

補助対象経費区分	右以外の場合	事前移転（※3）の場合
補助対象経費（①～⑦）の合計	合算限度額有り	-
① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有り	限度額有り
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	限度額有り	限度額有り
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有り
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

※3【事前移転の要件】

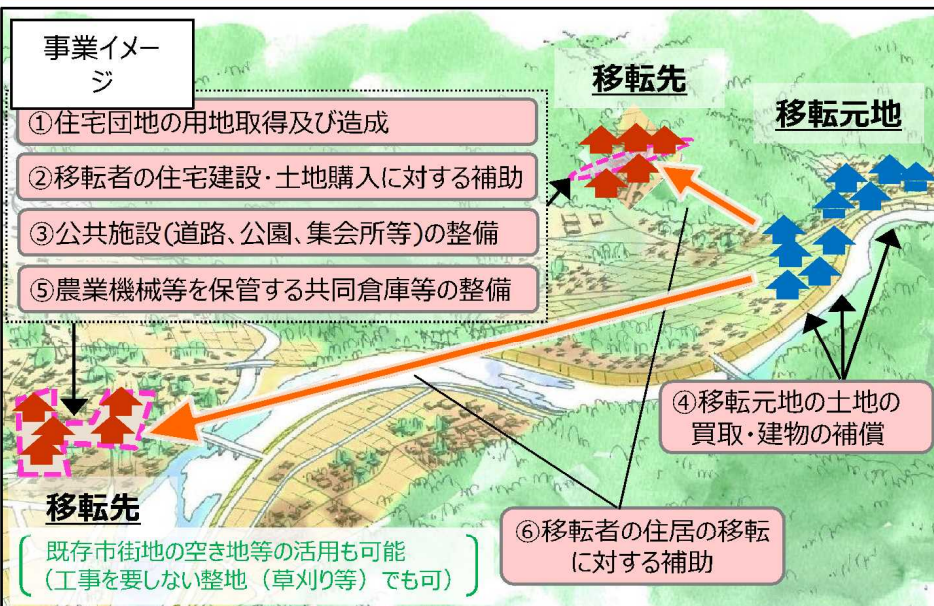
- イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
- ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
- ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額（事業費）に対する財源内訳



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
 その元利償還金の80%を特別交付税措置
 注) 事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）



がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1) 除却等費

- 除却費
危険住宅の除却費
(限度額: 住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)

○ 引越費用等

- 引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他
(限度額: 975千円/戸)

(2) 建物助成費

- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
(借入利率: 年8.5%を限度)

限度額【通常】 4,210千円/戸 (建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
【特殊地域※】 7,318千円/戸 (建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注: 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。

- ・土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)外に存すること
- ・市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)に該当する区域外に存すること
- ・都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

補助要件

(1) 対象地区要件(移転元)

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2) 対象住宅要件(移転元)

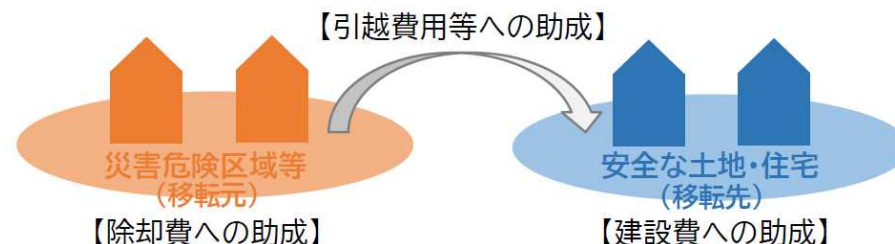
- 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国: 1/2、
地方公共団体: 1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



＜対策のポイント＞

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

＜政策目標＞

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

＜事業の内容＞

- 1. 山林施設災害復旧事業** 5,345(5,360)百万円
25,557百万円
○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。
- 2. 山林施設災害関連事業** 5,116(5,039)百万円
7,688百万円
○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

＜事業の流れ＞



（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり）

※ このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

＜事業イメージ＞

山林施設災害復旧事業

治山施設の復旧



林道施設の復旧



山林施設災害関連事業

荒廃山地の復旧



【お問い合わせ先】 (1) 林野庁治山課 (03-3501-4756)
 (2) 林野庁整備課 (03-6744-2304)
 (3) 林野庁業務課 (03-3502-8349)

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）〈公共〉

【令和6年度予算概算決定額 8,564（8,513）百万円】
 （令和5年度補正予算額 39,704百万円）

〈対策のポイント〉

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

〈事業目標〉

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

〈事業の内容〉

1. 災害復旧事業 8,234（8,189）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 330（324）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

〈事業の流れ〉



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

〈事業イメージ〉

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

●農地法面の復旧例



●決壊したため池の復旧例



●水路の復旧例



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

●復旧と併せた区画整備例



●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例



農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（地域活性化型、定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

< 事業の内容 >

1. 活動計画策定事業（地域活性化型）

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
【事業期間（交付期間）：3年間（2年間※）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等※）】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

< 事業イメージ >



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

※被災した農林水産物加工・販売施設等の再建・修繕や、損壊した施設の撤去等を支援します。

< 事業の内容 >

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

3. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

< 事業イメージ >

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2
- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

[お問い合わせ先]

（1、3の事業） 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

（2の事業） 地域整備課（03-3501-0814）

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 畜産物の生産量の増加（生乳生産量728万t [平成30年度] →780万t [令和12年度まで]、
牛肉生産量 33万t [平成30年度] → 40万t [令和12年度まで]）等

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

米・麦・大豆
野菜・果樹・花き
養蜂
茶・薬用作物
畜産
等

- ・ 戦略作物生産拡大支援
- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- ・ 養蜂等振興強化推進
- ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- ・ 環境負荷軽減型持続的生産支援
- ・ 畜産経営体生産性向上対策 等

農作業安全
GAP
等

- ・ 農作業安全総合対策推進
- ・ GAP拡大推進加速化 等

農業者等向け事業

- 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

[品目]

- ・ 米・麦・大豆
- ・ 野菜・果樹・花き
- ・ 養蜂
- ・ 茶・薬用作物
- ・ 畜産 等

都道府県向け事業

- 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

[メニュー]

- ・ 国際水準GAP普及推進
- ・ 畜産GAP拡大推進

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,000百万円)

<対策のポイント>

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

<政策目標>

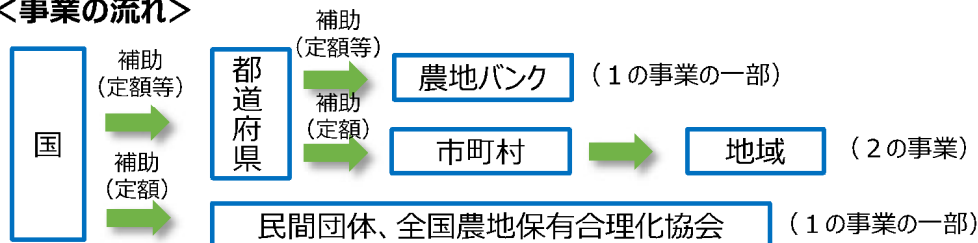
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 4,013 (4,291) 百万円
 農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備**を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 600 (600) 百万円
 【令和5年度補正予算】3,000百万円
 地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の**集積・集約化**に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化

- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- 農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

<中間保有の強化>

- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【1.3万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
 ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び
農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち
農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和6年度予算概算決定額 12,597 (13,146) 百万円
地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数】
(令和5年度補正予算額 143百万円)

55

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

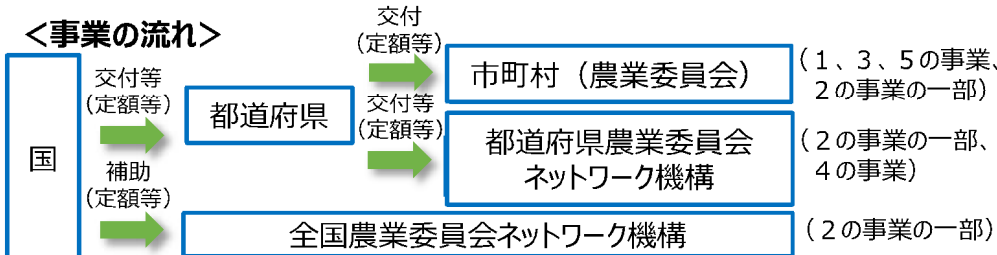
<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,748 (2,757) 百万円
【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 4,560 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

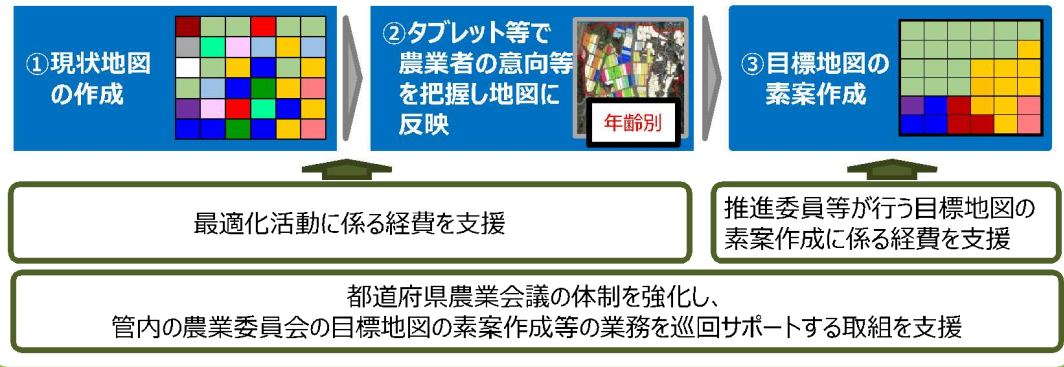
【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%（令和4年度））



※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
(2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
(5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための**先駆的モデル**や**農業支援サービス事業者の育成等**を支援します。また、**産地の収益力強化**と**持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、**安定的な生産・供給等**を実現しようとする**先駆的モデルの育成**を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な**農業用機械の導入**を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

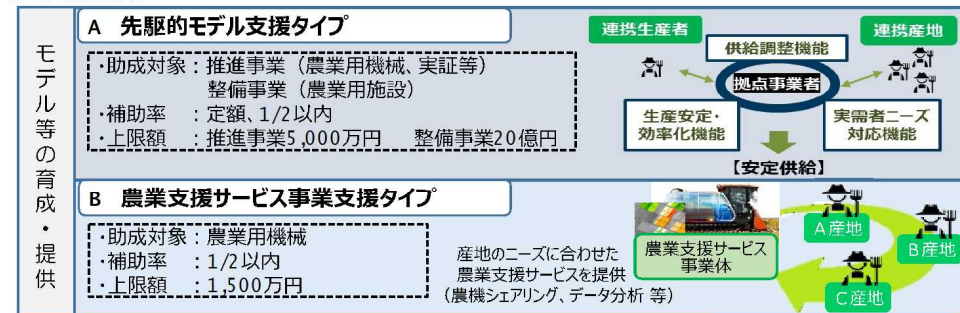
<事業の流れ>

定額、1/2以内



<事業イメージ>

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 農産局技術普及課 (03-6744-2221)
 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

- ・石川県内の事業者
⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※
- ・富山県・福井県・新潟県内の事業者
⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

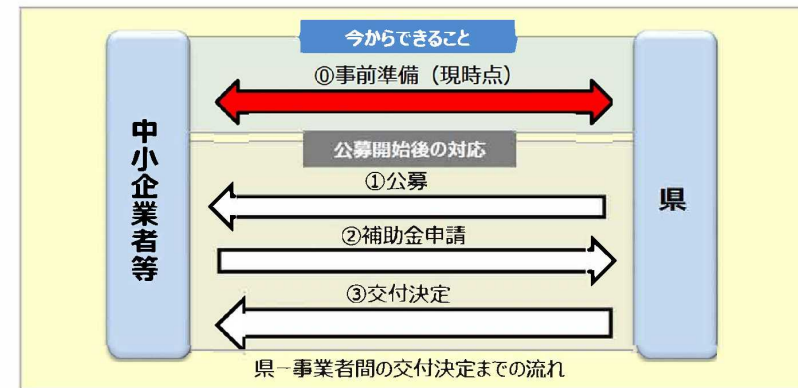
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

- ・中小企業・小規模事業者
⇒ 3/4以内、一部定額補助
- ・中堅企業等
⇒ 1/2以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】



補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象
復旧に要した見積書（原則相見積もり）
復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>

- (1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管
- (2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）
- (3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管
例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

○ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、複数年度にわたり **計画的・継続的に支援**

⇒ **観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化**

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、

○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、○地域の合意形成、○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、○資金調達などの点について、**地域の取組を国が支援**（専門家派遣等、伴走支援の実施）

② 地域計画に基づく主な事業支援

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））

※投資余力の乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設の改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援
補助上限最大2000万円（※）

（補助率1/2）

※面的DX化に参加する場合、
それ以外は補助上限1000万円

・公的施設への観光目的での改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）



面的DX化

観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

補助上限最大5000万円（※）
（補助率1/2）

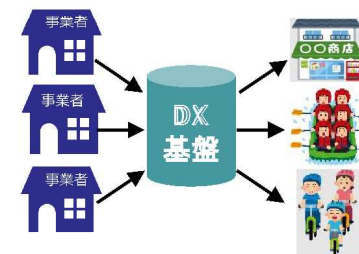
※面的DX化の効果等が特に大きい場合、
それ以外は補助上限2000万円

地域一体となった
キャッシュレス化



（事業例）

観光地の情報の一元管理等



事業目的・背景・課題

○3月末に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、**令和7年までに300地域に拡大**するとともに、**地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開**する必要がある。このため城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○令和5年度に実施するSPCスキーム等のフィジビリティを活かし、SPCスキーム等を活用した民間投資を促すとともに、自立した地域経営の確立を促進し効果検証する必要がある。

事業内容

1) 調査事業 (10/10)

初動事業化 : 最大1,000万円×11地域 [①]
 地域経営モデル : 最大2,000万円×5地域 [①、②]

- ①観光まちづくりにかかる専門家派遣による伴走支援
- ②歴史的資源等活用した地域経営確立のモデル創出
- ③指標地域実証及び取組展開地域調査

2) 補助事業

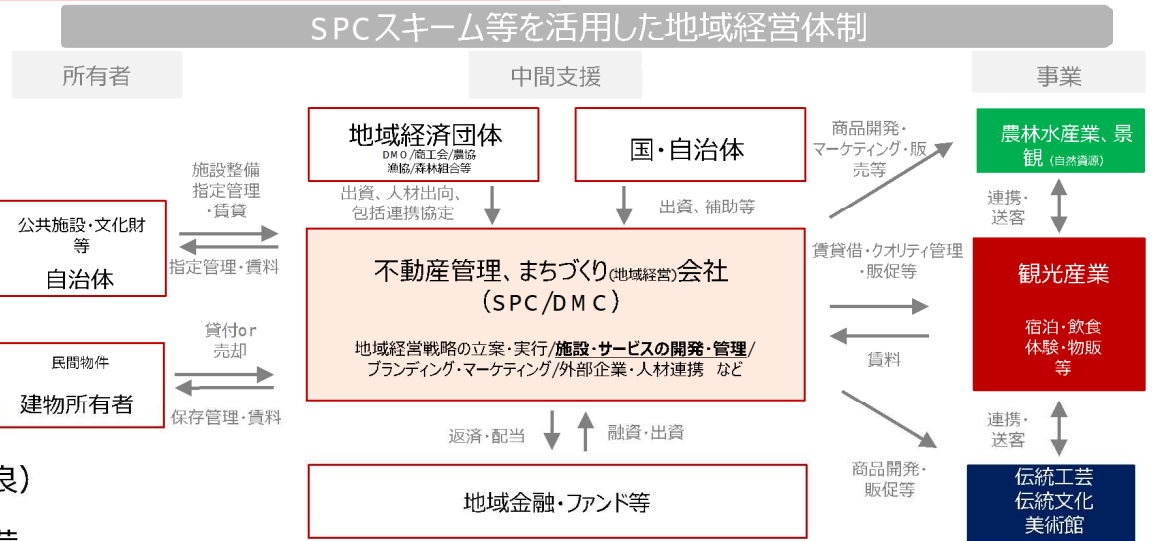
受入環境整備 (L/2) : 最大2,000万円×3地域 [①]
 大規模改修 (L/2) : 最大2億円×5地域 [②] (面的展開で特に優良)

- ①城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊等整備
- ②歴史的資源の面的活用等にかかる改修・再建築

事業スキーム

- ・事業形態 : 調査事業 (初動事業化・地域経営モデル)
 間接補助事業 (受入環境整備・大規模改修)
- ・事業期間 : 令和元年度～

事業イメージ



専門家による伴走支援



モダン建築の環境整備



保存・活用が進む歴史的街並み

②令和6年能登半島地震に関するその他の参考資料

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

土砂災害が発生した場合に危険な区域（土砂災害特別警戒区域等）に立地する被災した住宅の再建・移転等に係る補助

輪島市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金

令和6年1月1日以降の対象事業に適用可！

◆ 移転費支援：被災した土砂災害警戒等区域内の住宅の除却必須

被災住宅の
除却費※1

＋ 移転等経費

各種申請・保険加入料、
引越費用、敷金・礼金・
家賃（1年分）※2等

＋

住宅の建設・
購入費等

土地取得・空家改修・
建設費等

土砂災害特別警戒区域等



（移転先は石川県内かつ土砂災害警戒区域外に限る。）

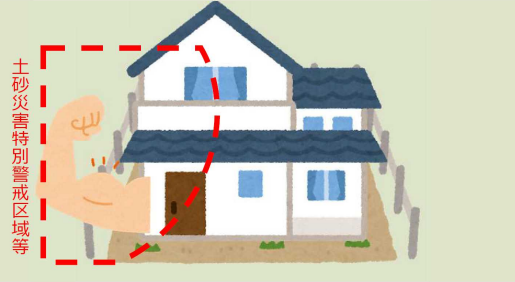
の10/10 最大300万円の補助

※1 除却後の跡地に関しては、住宅（居室を有する建築物）を建設しない土地利用、適切な管理が必要です。
※2 復興基金事業（転居費用・賃貸入居支援事業）と重複する場合は、重複する金額分が差し引かれます。

◆ 補強費支援※

補強工事費等の1/2
（設計費含む）

最大150万円の補助



※ 建築物の構造の確認が必要です。
構造・補強内容等については特定行政庁である石川県（奥能登土木総合事務所分室建築課）へご相談ください。

土砂災害警戒区域等とは、

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域、同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域のことをいう。

災害危険区域内外の確認サイト

【土砂災害情報システムSABOアイ】（石川県砂防課）

<https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/disp?disp=TOP>

▶QRコード



**詳しくは、
上記及び裏面の要件等をご確認、ご相談ください。**

補助要件のチェック

補助対象者
右欄のいずれ
にも該当する
者

- 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住していること
- 被災住宅が「半壊」以上の判定を受けて、被災者生活再建支援制度の対象となったこと
- 市税の滞納がないこと

事業条件

- 住宅移転費支援事業
- 被災住宅の除却を行うこと
 - イエローゾーン（土砂災害警戒区域等）の区域外に移転すること
 - 移転先が石川県内であること
 - 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと
- 住宅補強費支援事業
- 被災住宅の存する敷地で建替え等（部分建替えを含む。）を実施すること
 - 建替え等に係る住宅又は住宅の部分が、レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）の区域に係る部分に補強工事を行うこと



< 窓口 > 輪島市建設部まちづくり推進課

輪島市二ツ屋町2-29 輪島市役所 本館2階

電話番号 (0768) 23-1156

実施状況（石川県へのヒアリングによる）

- R6.9に開始。財源は県の復興基金。県が補助要綱を作成し、10市町で実施中。
- 実績（R7.9現在）：
 - 事前相談：68件（うち輪島市 56件）
 - 申請：15件（うち輪島市 15件）
 - 支払い実績：2件（住宅移転、うち輪島市 2件）
- 相談内容：
 - 住宅移転：65件
 - 住宅補強（レッドゾーンで再建）：3件

③高知県における支援施策等

土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度のご案内

◆目的・概要

土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）内では、住宅の建て替え等の際に土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われます。

一方、県内の居住環境は、土砂災害のほかにも河川の増水・氾濫などによる浸水地域も多く、同一地域での安全な居住地の確保が難しいのが現状です。

そこで、レッドゾーン内で暮らし続けていく方々※3の安全性の向上と地域への定住を支援するため、建て替え等の際に必要となる防護壁等の追加費用の一部を補助します。

※3 事業実施主体の追加：（2025年4月1日付 高知県補助要綱改定）

①相続又は親族間の贈与・譲渡により、同区域指定以前から同区域に所在する住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者

②河川の氾濫や津波の浸水区域が広範囲に及びる地域等に居住し、特別警戒区域内のうち、地域内で相対的に安全な山際（高地）へ移転する者で、市町村が防災上の観点からやむを得ないと認めた者。

◆制度の内容

レッドゾーン内で住宅の建て替え等を行う際に、建築基準法に基づく構造方法により、

- ①外壁を強化した場合
- ②防護壁を設置した場合

に、その費用の一部を県と市町村が補助します。

補助金は、①②の延長に以下の基準単価を乗じて算出した額に、設計費341,000円/箇所を加えて算出します。

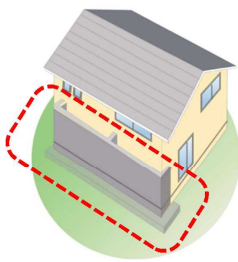
<基準単価>

- ① 121,000円/m
- ② 102,000円/m（高さ2m以下）
131,000円/m（高さ2m超）

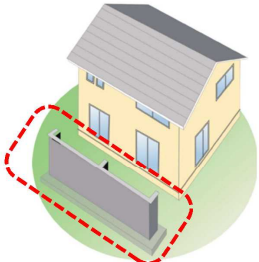
<補助対象となる構造強化の例>

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
(住宅とは…戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅)

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



補助金の額 = 補助対象経費※1 × 3/4※2

(千円未満切り捨て・1戸当たりの限度額252万円)

※1 補助対象経費 = (基準単価 × 延長) + 設計費 注) 算出した額が実績を超える場合は、実績額を補助対象経費とする。

※2 補助率 県1/2以上、市町村1/4以上

【補助金算出の例(延長10mの例)】

①外壁を補強した場合

{121,000(円/m) × 10m + 341,000(円)} = 1,551,000(円) [内訳⇒ 1,163,000(円) 388,000(円)]

②防護壁を設置した場合(高さ3mの例)

{131,000(円/m) × 10m + 341,000(円)} = 1,651,000(円) [内訳⇒ 1,238,000(円) 413,000(円)]

(補助金 3/4) (個人負担 1/4)

(補助金 3/4) (個人負担 1/4)

～補助金の手続き【概要】～

※手続きのおおまかな流れを記載しています。詳しくは、要綱を確認いただくか、●窓口へお問い合わせください。

申請者

市町村

■交付申請書の提出

必要書類を添付して提出してください。

●交付決定通知

補助金を交付する旨を通知

■完了(実績)の報告

必要書類を添付して報告してください。

●補助金確定通知

補助金の支払額の確定を通知

■請求書の提出

確定金額を請求してください。

●補助金の支払い

補助事業の完了

<申請窓口・問い合わせ先>

本制度は各市町村で申請を受け付けています。制度の導入状況や申請方法などは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

<制度全般の問い合わせ先>

高知県土木部防災砂防課
高知市丸ノ内1-2-20
088-823-9847
171501@ken.pref.kochi.lg.jp
https://www.pref.kochi.lg.jp_soshiki/171501/

◆補助の対象となるのは



<補助の対象になる場合>

- ①A、C（既存住宅）の建て替え
- ②A、C（既存住宅）の増築
- ③Bの新築
- ④CからDへの建替、Dの新築の際に予防のために外壁等を設置した場合

※1：補助事業の対象は、以下の(1)又は(2)の要件に該当する者
(1)レッドゾーンの指定以前から区域内の住宅に居住する者
(2)(1)以外の者については、原則、レッドゾーンの指定以前から、当該住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者
※2：④の場合は、レッドゾーンを含む敷地と同一の敷地内で行うものに限りませう。

<補助の対象にならない場合>

- ⑤E（既存住宅）の建て替え
- ⑥A、C（既存住宅）が別の敷地で建て替えを行う場合

※3：⑥の場合は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の対象となる場合があります。詳しくは、お近くの市町村役場にお問い合わせください。

■レッドゾーンの範囲を示した図面（公示図書）は、各土木事務所、県庁防災砂防課、各市町村役場で閲覧することができます。

■また、県のホームページでも公表していますので、ご活用ください。

⇒高知県の土砂災害警戒区域等の確認はコチラから

・パソコンから

URL：<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/MapForm.aspx?mtype=1>

又は、

高知県 土砂災害

検索

→「高知県の土砂災害危険度情報」→「2 どこが危険なのかを知る」→「土砂災害警戒区域等マップを見る」

・スマートフォンから

URL：<http://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/sp/Top.aspx>

又は、



→「土砂災害警戒区域等マップを見る」

◆レッドゾーン内の建築確認

・都市計画区域では、建築確認の際に、土砂災害を防止・軽減するための基準（建築基準法施行令第80条の3）を満たしているかについて、確認を受ける必要があります。

・また、これまで確認を受ける必要がなかった地域（都市計画区域外）においても、確認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。（右表参照）

	①	②	③	④
配置計画				
敷地に対するレッドゾーンの割合	過半	過半ではない	過半ではない	過半ではない
建築物の位置	レッドゾーン内	レッドゾーン外	レッドゾーン内	レッドゾーン外
全ての建築物	適用有	適用無	適用有	適用無
確認申請手続き ※4	必要	必要	必要	不要

※4：2025年4月1日付 改正建築基準法による改正

注意 都市計画法における市街化調整区域内での建替時では、レッドゾーンの解消が条件となる場合がありますので、ご注意ください。（別途各市町村にお問い合わせください）

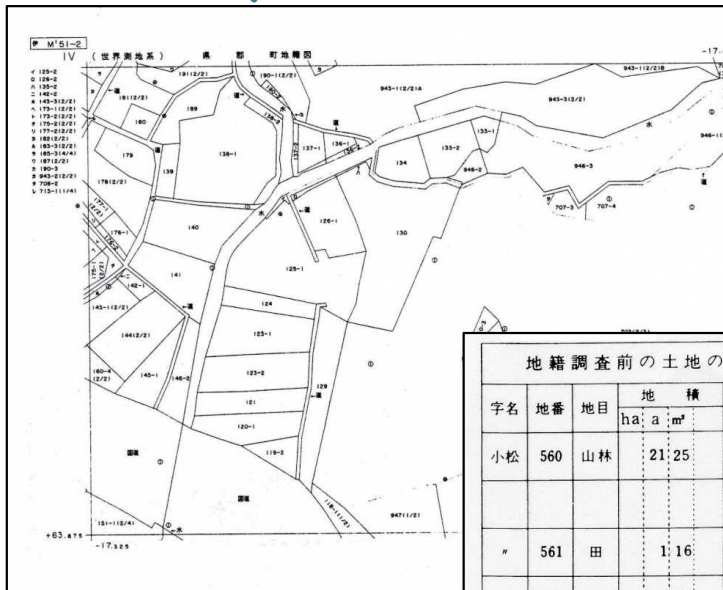
④地籍調査に関する資料

地籍調査事業の概要

高知県土木部用地対策課

事業主体(市町村等)が、土地登記簿及び登記所の地図をもとに、一筆毎の土地について、土地所有者等の立会を得て、所有者、地番、地目、筆界を調査するとともに測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめるものです。

地籍図原図



【調査経費の負担割合】

※事業主体が市町村の場合

○国庫負担金 事業費の1/2

○県費補助金 事業費の1/4

○市町村費等 事業費の1/4

※市町村の調査経費は、特別交付税の対象となっており、最終的な実質負担額は5%

地籍簿案

地籍調査前の土地の表示				地籍調査後の土地の表示							
字名	地番	地目	地積 ha a m ²	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積 ha a m ²	所有者の住所及び氏名又は名称	原因及び日付	地図番号
小松	560	山林	21.25	65 山田一郎	560	-1	畑	11.15	昭和20年以下不詳 一部地目変更560-1,560-2に分筆		松J 11-2
					560	-2	畑	10.50		560から分筆	#
"	561	田	1.16	38 大下三郎				7.93		562, 563を合筆	松J 11-4
"	562	田	2.03	"						561に合筆	
"	563	田	4.11	"						561に合筆	
"	564	田	3.16	62 山下太郎	564	-1	畑	3.50		564-1と地番変更 地籍簿誤	松L 11
"	565	宅地	2.72.09	11 大山太郎						異動なし	"
"	566	宅地	2.92	105 山田一郎			畑	9.65		昭和50年4月15日 地目変更 地籍簿誤	松K 13
					仮	567	原野	1.16	121 田中敏夫	原因不詳 (未登記)	松N 15
"	568	畑	1.16	135 杉上一夫			畑	1.21	45	昭和52年12月1日 住所移転 地籍簿誤	松Q 11

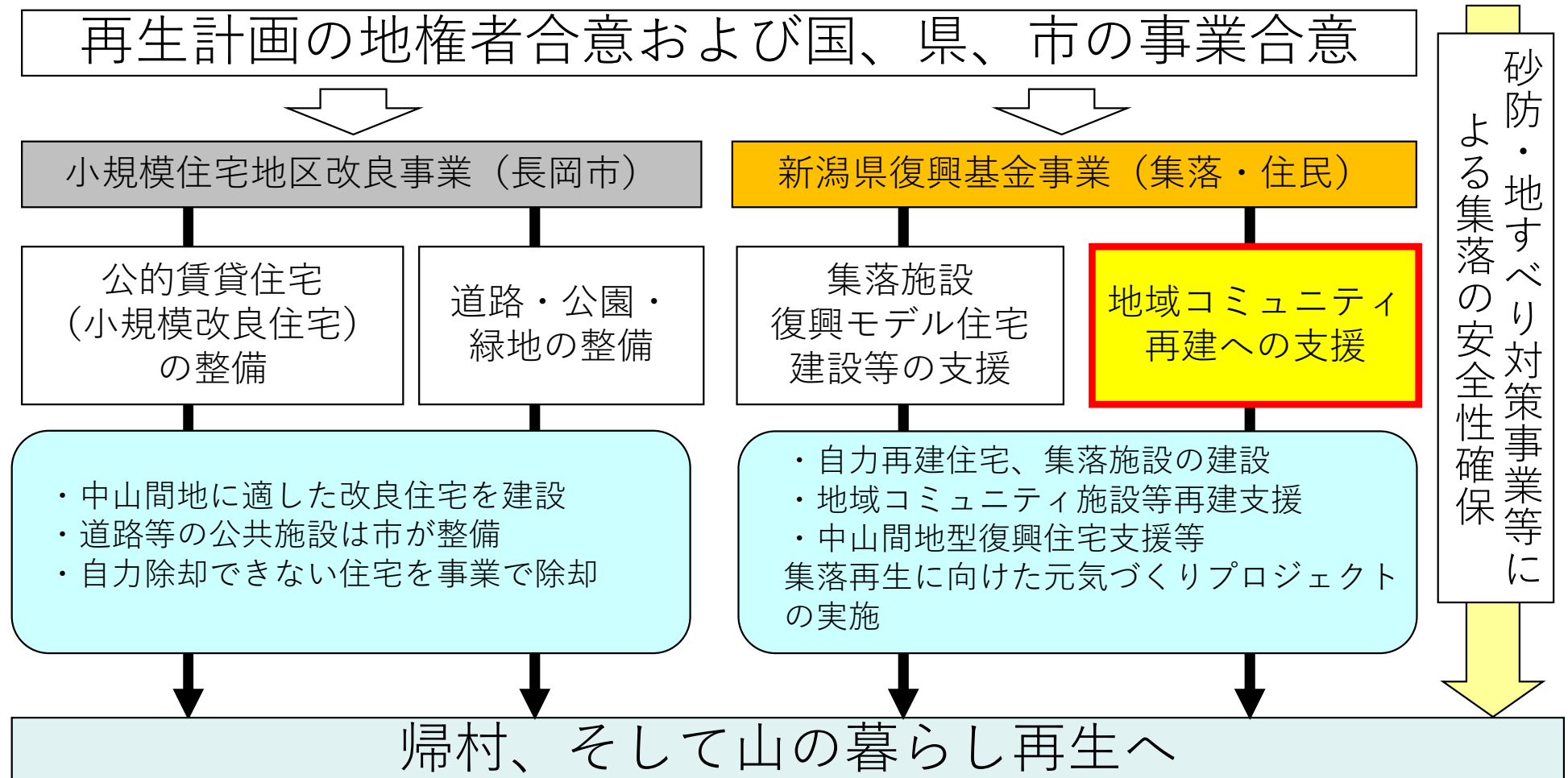
高知県の地籍調査市町村別実施状況
【令和6年度末進捗状況】



市町村名	着手年度	進捗率	市町村名	着手年度	進捗率
田野町	S50	100.0	越知町	H8	51.7
大川村	S47	100.0	高知市	S32	49.1
橋原町	S38	100.0	四万十市	S50	42.2
津野町	S54	100.0	南国市	H16	36.4
三原村	S46	100.0	香美市	S63	35.2
仁淀川町	S56	100.0	黒潮町	S48	31.0
日高村	S60	100.0	室戸市	H18	27.1
佐川町	H3	100.0	香南市	S34	24.4
奈半利町	S55	100.0	東洋町	H12	23.6
馬路村	S44	100.0	須崎市	H11	22.1
北川村	H16	99.1	土佐清水市	S62	20.5
土佐町	S46	97.9	土佐市	H15	19.0
四万十町	S45	91.3	安芸市	H16	14.8
大豊町	S51	88.6	宿毛市	S57	13.4
中土佐町	S56	82.0			
本山町	S60	82.0	高知県全面積(km ²)		7,103.64
いの町	S45	78.3	調査除外面積(km ²)		1,398.12
安田町	H10	71.4	要調査面積(km ²)		5,705.52
大月町	H3	65.2	調査済面積(km ²)		3,465.68
芸西村	H9	56.8			
県平均進捗率		60.7%	県下の進捗率		60.7%

集落再生計画に基づく各種事業の実施

個々の住宅再建（修復）＋公的住宅＋コミュニティ施設を
安全な基盤上に整備



基金を活用した重層的支援体制の構築

H17~H22

復興支援
ネットワーク事業

活動への支援

中間支援組織

集落への
各種支援

集落等の復興に関する
様々な取り組み

集落の活動支援

H19~H22

- ・地域コミュニティ再建支援
- ・地域復興デザイン策定支援 H19~H23
- ・地域特産化・交流支援 など

〔地域復興支援員の役割〕

- ・被災地住民の主体的復興活動の後押し
- ・被災地を行政や外部とつなぐ
- ・これらの活動を地域に入り専任で行う

連携

集落への人的支援

地域復興支援員

H19~H29

地域復興支援員設置支援

支援員の資質向上・人材育成

地域復興人材育成支援

H20~H29

	設置 人数	主な活動
長岡	7	情報収集・支援員活動支援・旧市域の地域づくり活動支援
栃尾	2	地域の元気づくり支援・活動集落の継続支援・ネットワーク作り支援
山古志	5	地域福祉活動支援・地域活性化支援・地域おこし活動支援
小国	2	集落の継続支援・集落、団体の連携支援・地域活性化支援
川口	4	集落再生復興支援・ネットワーク形成・都市との交流促進
十日町市	4	高齢化集落への支援・農村の活性化・地域観光活性化支援
南魚沼市	4	地域活性化支援・観光誘致支援・2地域居住推進支援
小千谷市	12	地域コミュニティ復興支援・地域産業復興支援
魚沼市	11	滞在型体験プログラム策定・集落維持活性化支援

長岡市